

議会運営委員会記録

令和4年2月7日（月）

開議 10時 00分

閉議 11時 46分

全員協議会室

出席者

〔委員〕 布施委員長、柳楽副委員長、
肥後委員、三浦委員、沖田委員、足立委員、川上委員、串崎委員、
小川委員、牛尾委員

〔議長団〕 笹田議長、川神副議長

〔委員外議員〕 上野議員

〔事務局〕 古森局長、下間次長、近重書記

議 題

- 1 令和4年6月以降の陳情審査及び意見陳述について 資料1
 - 審査の流れとして、①事務局で陳情受付し、記載要件の確認、②記載要件に不備がある場合の、議会事務局からの陳情者への追記・修正の依頼、③議会運営委員会正副委員長、正副議長による内容確認の流れは共通事項として了承
 - 会派持ち帰り案件として、上記の③以降の流れについて、会派として「全議員に配付」「委員会に付託」「委員会に配付」等のいずれかを回答する。
※締切 2月15日
 - 意見陳述については、上記の陳情のあり方を決定後に協議する。
- 2 浜田市議会基本条例の見直しについて 資料2
 - 提案された意見を反映させる方向で改正案を作成し協議する。
 - 会派から提案された事項で確認を要するものは事務局から照会する。
 - 検討は、議会運営委員会で行う。
- 3 はまだ議会だより読者アンケートに寄せられた意見等への対応協議について 資料3
 - 出された意見を参考に2月17日の議会運営委員会で正副委員長の回答案を提示して確認する。
- 4 委員会研修について（行政視察代替）
 - 議会運営委員会としてのオンラインの研修及び行政視察の実施を見送る。
- 5 その他
 - 感染症のまん延を踏まえた本会議等の対応（例：個人一般質問では該当議員のみ出席）は、議会改革推進特別委員会で検討中の議会版 BCP（事業継続計画）の作成に併せて検討する。

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[10 時 00 分 開議]

布施委員長

ただいまから議会運営委員会を開催する。出席委員は10名で定足数に達している。

それではレジュメに沿って進めていく。

1 令和4年6月以降の陳情審査及び意見陳述について

布施委員長

本件は1月19日の議会運営委員会で各会派から意見の提出を求めた。本日は提出された意見をもとに協議することとしている。協議内容は2点、1点目は陳情審査について。2点目は意見陳述についてである。まずは陳情審査について協議する。意見陳述は陳情審査の流れが定まってから検討する。

今、配信された資料で、各会派から資料に書いてないが説明したい項目などの補足をいただく。その後、会派の意見への質疑をし、最終的に浜田市議会としての陳情審査の流れを定めたい。その後意見陳述の扱いについても定めたい。

では各会派から補足説明があれば挙手をお願いします。

串崎委員

山水海は書いてあるとおりであるが、受付から1番、2番、3番までは今までどおりの形で、4番以降が山水海からの提案になる。まず全員に陳情内容を配付していただきたい。その後各会派で協議し、大事なことについては各委員会で、これはどうかと言っていたく形である。公明党は2人という形なので、そういった方は担当委員長等をお願いしていただく形になろうかと思う。とりあえず全員に配っていただき、大事なものだけを各委員会に取り上げていただくということが山水海の考えである。

取り上げた場合は6番目に書いてあるように、所管事務調査等を使いながら議論していく。最終的には陳情は採決をしない。どこまで追っていけるかわからないが、市民のために追って、大切なことは大切なように議論していくようなことで話をまとめている。

あと、市民に対する回答ではあるが、当然配付しただけのものは配付したという形になるし、もし委員会で取り上げた場合は委員会で取り上げたと言っていたく形にしたい。委員会で取り上げなく、各会派で取り上げることもあろうかと思う。そういった場合は各会派で取り上げたと言えよ。大きな流れをご説明しておく。

布施委員長

山水海の補足説明があった。ほか、ないか。

小川委員

超党みらいとしては3点ほど書いているが、今廃止になったままの状態にある浜田市議会陳情取扱基準について、これが廃止になった経緯があるのだが、ここを検証してこれに不備があるならそこを修正してでも策定すべきではないかと思う。先ほど山水海が言われ

たような形で、どのように取り扱うかを判断する場合にも何らかの基準がないと判断しようがないのではないかと。そのためにはやはりこれが必要だと思ふし、これが廃止になった最大の理由は議会事務局への負担が大きかったために廃止せざるを得なかったという今までの経緯もあると思ふ。この点についてまずきちんと整理しておく必要があるのではと思ふ。

それと、問題点としては結局、特定の方ということもあるが陳述時間がすごく長くなってしまふ。陳述を取り入れるなら。この辺の一定程度のルールは必要ではないかということ、一つの案としては議会運営委員会あるいは正副議長での協議において、そのあたりを決めていく。陳述件数によって決めるのかあるいは時間制限を設けるのかといった点については少し配慮する必要があるのではということでもまとめている。

布施委員長
柳楽副委員長

超党みらいの補足説明である。何かないか。

公明クラブだが、記述のところに⑤まで書いているがその先の流れを書いてなかった。うちの会派としては委員会に全て付託して、その委員会の中で審査を行う中で、あまり深掘りする必要がないものについては粛々と採択・不採択を決定する形で考えている。あまり相応しくないものについては不採択になるだろうし、今後取り組んでいけないといけない内容については採択という結果にしていくということ。

今回問題になったのは今まで採択・不採択を決定しても、その後の議会の対応がきちんとできてなかったところが問題になっているので、そういったところも含めて採択のところでしたっきり議論していけばよいという方向性で考えている。

布施委員長

公明クラブの補足説明が終わった。ほかはないか。各会派の補足説明が終わったが、共通している部分だけを確認のために私から言わせていただく。

陳情受け付けから結果通知までの流れとして、今までの流れだが、①事務局において陳情受け付け及び記載要件確認、先ほど皆が1、2、3と言われた部分の流れである。これを皆の共通認識として。②があるが、事務局が提出者に修正を依頼。これは不備があった場合に修正をお願いする。これもやっていただきたい。

③議会運営委員会の正副委員長と正副議長が陳情内容を確認する。ここまでは陳情受け付け。

その後、山水海は全議員に配付。会派で全員配付する場合と委員会で取り扱う場合と、いろいろやり方があるがそのような流れである。

超党みらいは今までどおり1、2、3まで受け付けて、それが委員長の部分として取り扱うかどうかをしっかりとやっていく。

創風会は今までどおり、全て委員会で採決まで持っていくという
ことで。

公明クラブも粛々と受け付けて、委員会で判断して採決まで持っ
ていくという説明があった。

1、2、3までは皆一緒だと思う、この認識でよろしいか。

(「はい」という声あり)

では質疑に移りたい。先ほどの補足説明や資料に基づいて伺うが
現在取り扱いはこの資料のとおり、少し微妙なところもあるがばら
ばらである。この議会運営委員会では今後浜田市議会として陳情を
どう取り扱っていくかを決めることが最終目的である。各会派の主
張だけでなく、他会派の意見についてしっかり質疑していただき、
最終的な合意形成が図れるように協力をお願いしたい。

それでは皆の資料に基づいて、議論したい。意見がある方につい
ては挙手をお願いする。

川上委員

先ほど柳楽委員から話があったように、粛々と進めていくことにつ
いては何もないのだが、最低、出た結果をどのように反映して、
どのようにお答えできるか、場所または機会を設けることは7番以
降にない。7番以降についてももう少し検討する必要がある。

布施委員長

川上委員から出た、陳情については粛々と受けてその流れの中で
しっかり上がってきたものに対して、委員会または議会としてどの
ように結論づけていくかがない、それはきちんと機会を設けてやっ
ていくべきだという意見が出た。これは今までどおりの部分を確認
という意味合いで言われたということではよろしいか。

川上委員

採択してもこのもの自体をどう扱ったか、どういう結果が出たか
ということは表示されていない。だからそれを明らかにして皆に返
す必要があるのではと思っている。採択したというだけではない。
結果をどうしたかも全部やったほうがよい。7番以降に何か紐づけ
てやる必要があるのではと感じている。

布施委員長

ほかにご意見は。

柳楽副委員長

今の川上委員のご意見はごもっともかと思う。いろいろ話をして
いる中で、議会だよりの中でもそういった返答はできるし、議会報
告会といった場所でそういったこともさせていただく方法もあるか
と思うので、いろいろな機会を設けられるとは思いますが、まず審査を
行うかどうかは決定していないが、いずれにせよ議会の動きについ
てはいろいろな形で発信していくことが必要なのかなと思う。

布施委員長

ほかにご意見は。

牛尾委員

一つ考えていただきたいのは、感染症下、今のような状況におけ
る陳述について、踏み込んだルールをつくるべきではないか。1月3
1日に特別委員会の関係で全国議長会フォーラムを視聴した。その
中で松江市議会あたりはいろいろなケースを考えて、分散型やリモ

ートなど、冒頭陳述などにも盛り込んでいるという事例があった。何が言いたいかというところ、このような感染症がまん延している状況下では、平時の冒頭陳述は認めないというのではなく、ある程度、感染症下における冒頭陳述がどうあるべきかを議論していく必要があるのではないかと。少しずれているかもしれないが後で結構なので議論していただきたい。

布施委員長

陳述のあり方については、陳述の審査方法の流れが決まった後にやっていきたいと思っているので、ご理解をお願いしたい。皆からご意見はないか。

三浦委員

各会派からのご意見は理解した。山水海がずっと、整理をする必要があるのではないかと投げかけているのは、陳情と請願の整理なのである。これがいずれも同じプロセスで議論されるのは、陳情と請願の差は一体何なのかというところがあると思う。これは整理する必要があるだろうというのは、テーブルに上げていただきたい。その上で、陳情というのはできるだけ出しやすい環境をつくったほうがよいのではないかとこのところを踏まえて、今は通年会期だから極端な話いつでも陳情を受け付けることができると思う。あとは判断基準がというご意見も先ほどあったのだが、それを議員個人が判断すればよいのではと。それを、陳情で出された内容を見て、これはやはり議会として扱うべきではないかという議員が一人でもいれば、それを例えば所管事務調査でやっていく、あるいは同じ会派の中で共有して、同僚議員からその所管委員会で取り上げていく。あるいは委員会に所属してなくても、所管の委員長や副委員長に、これは取り扱うべきではないかということを進言することもできる。会派で取り組むこともできるし、一般質問で取り組むこともできる。そういうことをすることによって間口は広がるのだから、陳情と紹介議員が必要な請願の差は明らかに線引きができるという提案を山水海からはさせていただく。したがって、採択をする・しないが争点なのではなく、先ほど来その後の取り扱いも出ているが、それをしっかり広聴する、間口を広げてたくさんの方からいただいた声を議会としてどう取り扱っていくかを、一つ一つ議員がしっかり読み込んで判断していく、そういうプロセスを陳情の中でつくっていけば、より広聴機能が高まるのではと我々は考えた。

広聴機能を高める、たくさんの方からの声をしっかり聞いてどう取り扱っていくかが大事だと、これは共通認識だと思うので、それが達成できる仕組みをつくっていけばよいのではと思っている。これはあくまでも我々の考え方はそうした背景にあって出しているものなので、それ以上あるいはそれ以外の提案があれば、それにしっかり耳も傾けながら、一緒に共通認識のもとで新しい陳情審査の流れをつくっていけばよいのでは。

布施委員長

各会派の考え方、補足説明、質疑。今言われたことに対しての質疑があれば聞いていただいてよいと思う。この場で決めるものでもないのだが、しっかり議論していただいて、よいものにしていきたいという思いは皆あると思う。

陳情と請願の線引きという考え方について三浦委員が言われた。採決のプロセスを追って最終的には採決するまでもっていくという考え方もあるだろうが、その途中経過が非常に大事だと。これは広報広聴委員会が先の、はまだ市民一日議会（以下、市民一日議会）にて、住民の方から、市民一日議会で時間を設けて自分の訴えをされたということも非常に大きな浜田市議会としての第一歩だと私も認識している。その訴えられたことに対して、議会として、そして皆が個人一般質問に取り上げた部分もあるだろうし、委員会で追及して答えを、参加された市民に返されたところもある。

そういった新しい流れの中で、そこでは採決はしていない。ただしその流れで議会がどのように対応していったか、そういうことが大事だということで、新しい挑戦ということでマニフェスト大賞もいただいた。

採決は抜きでやると非常に分断されるが、流れが大事だと。しかし流れの中で最終的に陳情・請願に対してどういう結果を持っていくか、議会としてどのような結果を出したのかも大事だというのは皆の共通認識だと思っている。それを踏まえて、今会派からの補足説明があった。これはどうなのかという質疑があれば。

三浦委員

もう一つ。議会広報広聴委員会でも読者アンケートや市民一日議会も含めて、どこまでご意見を下さった方に今の状況に戻していくのか、これは非常に難しいところで、議論もした。市民一日議会の場合には、発言していただいてそれを委員会でどう取り扱ったかというところまでお戻しはしているが、その後どのように進んだかは委員会として戻していただくことにはなっていない。

読者アンケートについては今いただいた全ての意見に対して議会だよりでお戻しするようにはしているが、中には感想的に、議会に対するメッセージのようなものも返している状況なのだが、そこは今の段階で整理が必要ではないかと出ているので、先ほど来各委員からも、陳情をいただいた後にどう扱っているか、それをどう発信していくか、戻していくかについては、同じような課題をこちら側でも持っているというのは、少し共有しておきたい。整理が必要だという認識で、議会広報広聴委員会でもそういう議論が出ている。

小川委員

議論の中で似たようなことを言ったことがあるのだが、一つは陳情と請願の差をどのようにつけるかという中で、現行の取り扱いでいくと陳情も請願も、年4回の定例会議でしか審査ができない。それを例えば陳情については随時できる。例えば直近の臨時会議など

があればそこでも審議できる可能性をどうするかということにつながってくると思うので、その点は少し考える余地があるのでは。

それと、採択後にどうなったかをお返しするかどうかについては、これも議会改革推進特別委員会の中でも検討している。例えば一般質問等においても執行部側が検討するといった内容について、その後どのような経緯をたどっているか、その後どうなったかについてきちんと追跡調査するとか。そういった点については陳情に限らず議会の質を高めるためにも、もしかしたら別途協議の必要があるのではと感じた。

布施委員長

ほかに。ないなら先ほど私が言った陳情受け付けの流れで1、2、3までは共通認識としてよいと皆の了解をいただいた。

次の4番目の確認後、議会運営委員会の正副委員長、議長団が内容を確認した後どうするかという、次の流れが一番大きな分岐点になると思う。山水海は確認後に全員に配付。超党みらいは、委員会に持って行って委員会で判断してやるべきもの。創風会は今までどおり受けたものは全て委員会でやる。公明クラブも委員会で付託を受けた分については協議していくとのことだが、この部分で、まず4番目の、全議員に配付、それとも委員会に配付、委員会に付託する、この部分が大きく分かれると思う。ここではまだ採決するかしないかは別として、全議員に配付の場合は配付した後に会派で協議して、各委員会で必要なものについては所管事務調査で扱うという、山水海の意見もあった。それを踏まえて皆、ご意見があるか。この三つの部分で決めていかないといけないと思うのだが。

牛尾委員

浜田市議会は常任委員会主義を取っているので、常任委員会に付託するのが流れ的にいえば、そのようにあるべきではないかと思う。

布施委員長

常任委員会に付託するのが流れではないかということだが。

小川委員

最初のほうで提案したのだが、その基準を定めることについて提案した取扱基準について、策定すべきではないかということについては、皆の中ではもう必要ではなくなってこれについては廃止が前提で、それを再度策定することはなしにして、これからの④以下の流れを検討していくことで進められるのか。皆の認識ではもう必要ないものだということが進むならそれでよいのだが、この点について確認していただければ。

布施委員長

小川委員から、確認のために皆のご意見を聞きたいということなのだが。浜田市議会陳情取扱基準というものが過去にあった。これはこれとして基準にして10項目あったのだが、それについて皆が認識されている部分があったと思うが、今はその部分がなくなっている。しかし新しい陳情を受けるにして、判断基準があれば非常に検証もしやすいこと、また結果を追う場合も賛否を問う場合でもそういったものがあれば非常に、自分の意思を進めやすいことである。

柳楽副委員長

皆今6月定例会議において浜田市議会陳情取扱基準というものを頭に入れた部分で次の4番目の流れに持って行ってよいのかどうか。そういったことも踏まえながら4番目の流れを確認したいという意見もあった。そのことについてご意見があるか。

公明クラブでも少しその話は出たのだが、以前10項目に当てはめられないといけないような感覚があって、これだけでは当てはめきれないような判断が必要なときもあつたりしたので、なかなか10項目だけでは難しいという考えがあつた。うちの会派としては先ほど、委員会に付託していただいて、その審査の中で粛々といったところの中で、この10項目に当てはまるものがあれば、それで不採択の理由にもなってくるかと思うし。そういった使い方を考えれば、きちんと決めるといふよりも、それぞれの議員がそのことを頭に入れておいて、この10項目も使えるという感覚でいけばよいかと思つている。

布施委員長

小川委員に私から質問するが、浜田市議会陳情取扱基準、これは議会運営委員会の正副委員長と議長団が確認して、委員会に付託する場合について、委員会で取り扱うべきものかどうかをこの基準の中に入れて判断して、陳情は委員会で受け付ける、受け付けないというものを判断基準にするものか、賛否のときにこの基準を入れて反対理由にするという考え。今、柳楽副委員長も言われたが、どちらの基準として、4の流れの中にこれを入れていったほうがよいか。

小川委員

結局、この基準があつても全くどこでも活用されてない。もう今はないものになっている。ないものを頭に入れて審査の判断をするとか、付託するべきか、各常任委員会に振り分けて付託するべきかという、これについては、この基準自体は先ほど委員長が説明されたような形で、それを付託するかしないかといったときに物差しとして活用されてきたと思う。しかし例えば各常任委員会に付託するという前提に立つと、付託された常任委員会でそれぞれ採決する、あるいは審査に値するかしないかということを経験するときその前提が少し変わるが審査するに当たっての基準として、こういったものを再度設けておく必要がありはしないかという意味合いなのだが。

布施委員長

山水海に聞くのだが、全員にこの受けた陳情、検討するとき今廃止になっている浜田市議会陳情取扱基準の部分も頭の中に入れて、会派内で話し合う、またこれは所管事務調査に取り扱うべきものではないかという中の基準としては、こういった基準があつたほうがよいと認識されているか。それとも全く違って、10項目だけでなく併記して、新しい取り扱い基準を出されるものについては適用できるのか、そういったものを入れて判断基準にしたほうがよいのか。全くそういうものなしでやるのか。

串崎委員

完全に議論したわけではないが、恐らく陳情についてはこの10項

目は受け付けの段階でこれに当てはまるものはだめだという形、議長団のところでもチェックされるのだろうと思う。全員に配付したのについてはこれをクリアしたものが配付されるということで、今度はそこでの議論をまた各会派で。だから一応これを全てクリアしていただいた状態のものを全員に配付するといった形で私は認識しているのだが。

布施委員長

1、2、3は、陳情が出たものは全て受け付けて、流れで3番目の議長団と議会運営委員会の正副委員長が確認したものは皆に配付だろうが付託だろうが。その後の流れ。今串崎委員が言われたのは受け付け時点でこれを判断してよい悪いを決めて全員に配付する、だめなものには議長団や正副委員長のところで引っかかる。そうではないだろう。そういう感じで言われたのか。

三浦委員

1、2、3は確認されたのでその後の話だと思うが、今までの10項目というのは委員会に付託するときの一つの基準として何かしらの基準を定めておかなければいけなかったのでつくられたものだと理解する。一つの課題としては、委員会で扱うかどうかを議論するとき、それぞれの議員が、この陳情の中身については例えば陳情の審査項目の3に該当するのでこれは扱わなくてもよいものになるのではないかと、別の議員は、これは5に当てはまるから取り扱わなくてもよいのではないかと、というような、基準がばらばらになったこともあって。基準としては必要だったと思うがその運用については課題があるだろう、ということは共通認識として持っている。

プラス我々の提案は、個人に配付するものなので、それをどう取り扱うか、例えば委員会の所管事務調査に上げるとか、そういったときの判断でこれまでに同じような陳情内容がもう出ていて、それに対してまだ進捗が、まだ進んでないと自分がわかっているものをあえて再び所管事務調査で出す必要もないし、そこは議員個人に判断は委ねられる形になるだろうと思う。

布施委員長

今の意見を受けて、陳情審査の4番目の部分だが、共通認識としては何らかの基準は必要な部分もあるのではないかとということ。そして、基準は必要だが運用は課題があるということも出た。それをどの部分でやっていくかということなのだが。今言われた部分についてのご意見はないか。暫時休憩する。

[10時 38分 休憩]

[11時 05分 再開]

布施委員長

休憩前に引き続いて委員会を再開する。これまでいろいろと各会派の補足、そして質疑あった。その中について皆で確認して協議していただいた部分で、大きく3点に絞られたと思っている。この3点

とは、1から3までの陳情審査の流れについて、先ほど確認しているが記載要件確認、そして追記修正を依頼、そして議会運営委員会の正副委員長と議長団が陳情内容を確認するという3番目までの流れは皆の共通認識だった。その後、陳情審査の中で大部分を占める一番大事な部分で、その陳情をどうするかということで、質疑もいろいろあったところである。皆にお諮りしたいのだが、議論を重ねてまだ質疑を聞いた上で、大きく3点に分かれたと思っている。

陳情は全議員に配付、そして委員会に配付、委員会に付託する。この三つの意見が出たように思っている。この中で、全員に配付するということは、既にこれは全員協議会の場で全議員に陳情は配付されている。全議員が配付されたものについては、各個人が会派内で議論して、これは個人的に追及するものがあればしていく、そして所属委員会で問題があればこの部分を提起して委員会で会派としての意見を出していただいて、所管事務調査で当たっていただくというような全員配付の部分。

2番目に委員会に配付するということなのだが、これは全て三つの常任委員会に振り分けて配付する。配付した後に委員会でこれは審議に値するものかどうか、所管事務調査で委員会としてやっていくものかを問う、受けたものについてはその場で委員会で判断する。

3番目はこれまでどおり委員会に付託する。委員会に付託したら審査まで結論づける必要がある。

この三つの大きな要点があったと思っている。全て浜田市議会に上げられた陳情・請願については、必要とあれば委員会・個人においても提議されたものについては追及するというのは使命である。今までその部分が、なかなか、採択しても不採択にしてもそういった結論だけが出て、陳情についても請願についても追跡するようなことはあまりなかったように思っている。それをしっかりやっていこうというのが本来の陳情審査、請願の流れだと思っているので、それを踏まえた上で皆、各会派に持ち帰られたときにもう1回、この三つの中でどれが今までの陳情審査と違って、正確的にできるかどうかを、会派内でもう1回話し合っていたきたい。最終的には採択・不採択という言葉もどうするかということになると思うが、先ほど言った三つについてもう1回会派に持ち帰っていただき、検討を願いたいと思っているが皆はそれでどうだろうか。

(「はい」という声あり)

では次の事項について、今言ったことについては会派持ち帰りとして、提出は2月15日くらい、事務局へ出していただきたい。その上で最終的に決めていきたいと思っているが、よろしく願います。よろしいか。

意見陳述についてはその流れが決まってからの協議とするので本

日は行わない。次に移る。

2 浜田市議会基本条例の見直しについて

布施委員長

12月16日の議会運営委員会で見直しの要否及び改正案について会派から提出を依頼していた。あらかじめ各会派から提出された意見をまとめたものを配信する。資料2をごらん願う。

配信された資料で、各会派の意見について補足いただき、会派の提案への質疑をし、今後の流れを検討したい。各会派から補足説明はあるか。

串崎委員

山水海だが書いてあるとおりで前文については少し修正すべきということである。冒頭、地方分権といったようなことがどうなのだろうと話が出て、そのように変えてある。あとは10条も先ほど話があったとおりで、請願・陳情の関係なのでこの辺の整理をすべきだろうということである。あと第15条関係で議会図書室関係があまりそういう形でできてないということなので、見直しが大事だろうと。最後に第23条、議会報告会の定義を明らかにと書いてある。

布施委員長

補足説明なので、書いてあるのでよくわかるので。ほかの会派からあるか。

小川委員

超党みらいとしてはその他の意見等というところにも書いてあるが、改選後、特別委員会と言われていたと思うが、その中でいろいろ文言修正だとか後から書き加えたりしたところがあるのだが、結果として全体的に少し条文で重複している内容があったり整理すべきところがあるのではというところがあるが、基本的に全部改正ということを考えられるのではという意見も、会派の議論の中に出てきた。そこまで大がかりなことをやるのか、あるいはそこまででなく、今の条文を基本にしながら今の時代に則した形で、加えるところは加える形も、両方考えながらシートにまとめさせていただいている。つけ加えていただきたい内容については事務局のほうで、もしつけるならこういう条文になるのではないかとということも入れたらどうかという案として提案させていただいている。

布施委員長

ほかに。

柳楽副委員長

公明クラブで第3条のところに、ジェンダーについての記述を追加していただきたいと書いたのだが、いろいろ話をする中で、超党みらいのところに、男女共同参画の推進という案があり、この中にジェンダーについても入っているので。またジェンダーというのがわかりにくいという意見があった。これは超党みらいの案で進めていただければそれでよい。

布施委員長

ほかに。

牛尾委員

改選後、直ちに見直しするというので、2年の前の特別委員会でご各逐条のチェックをしていた。各会派の代表が出ておられるので、

まとめたものを議会運営委員会に持ち上がったということがある。各会派の代表でチェックさせていただいて、最近どこの議会も追記などを行っている。今、感染症下におけるジェンダー問題など、そういうのも含めて、もっとたたかかせていただいてまとめたものを議会運営委員会に上げて議論してもらおうほうが、今の流れでいくとよい気がするのだが。

布施委員長

特別委員会があれば逐条でそちらでもきちんとまとめて、議員基本条例をやったほうがよいのではという、議会基本条例見直し部分の最初の入り口である。今は議会運営委員会で意見を出していただいているが、そちらでもう少したたいて出すべきではないかという意見もあった。皆はどうだろうか。それも入れながら議会基本条例を見直ししていく。事務局はどうか。

下間次長

議会基本条例の見直しについては、議会基本条例のほうで一般選挙を経た任期開始後速やかにこの条例の目的が達成されているかどうかを、議会運営委員会において検討するものとする。と25条に定めている。なので、原則は議会運営委員会の中だと思う。というのは、特別委員会が設置されないこともあり得るので、というところだと思う。特別委員会で検討して議会運営委員会ということも可能ではあるが、そうすると議会運営委員会が追認機関みたいな形になるのかとも思うが。どこで検討するかは議会基本条例には議会運営委員会において検討すると定めている。

布施委員長
牛尾委員

事務局から説明があった。牛尾委員、何かあるか。

基本条例については承知して僕は言っているのだが、例えばいわゆる一般災害、地震や風水害については、どこの議会でも、感染症が災害であるという扱いとしながら追記をするということをどこの会派も上げておられない。そういう深掘りをするようなことは前段で、特別委員会があるわけなのでもう少し深掘りしていかないと、今の時代に合ったものができないのでは。追記と言われたが追記ではなく、特別委員会があるわけだから深掘りさせてもらってたたき上げたものを議会運営委員会で議論させていただき、さらによいものに仕上げてもらおうような流れでいったほうが、よりよいものができるのではと個人的に思った。

布施委員長

牛尾委員から、深掘り、追記、逐条ということがあったが、今出された意見、極力反映させるが、全て次の議会基本条例に載せるものではない部分は出てくると思っている。牛尾委員が言われたように、災害についての明記がないなどいろいろ足りない部分があるから、特別委員会の中でもう少しやったらよいということがあったが、今回締め切りは今日提示するというので決めさせていただいたが、これ以外にぜひ入れるべきという項目があれば、まだ直す部分は出てくると思っている、また会派の中でも意見を出していただき

たい。それでよろしいか。

(「はい」という声あり)

ではこの件については、提示された項目については極力反映させて、またいろいろな面で足りない部分は各会派から補足説明もあった部分を入れながら、今後進めてまいりたいと思っているがよろしいか。

(「はい」という声あり)

では今回の内容をもとに、文面や条文を入れる場所について整理し、また改めて皆の意見を聞く場合があるかもしれないが、その案を提示し検討したいと思っている。案の作成で確認したい事項が発生したときは提出された会派に照会をかけるので、ご回答にご協力をお願い申し上げます。

古森局長

流れはよいが、事務局から、例えば山水海の23条の議会報告会、定義を明らかにすべきなど書いてあるが、その辺は具体的にはどのようなイメージかなどもお聞きして反映したいと思っているので、そういった部分を個別にまた聞かせていただきたい。

三浦委員

それは事務局と各会派で調整しながら案をつくられるイメージなのか。例えばほかにも、15条の議会図書室の機能など、これは今のままでよいのか。ほかのまちでは、中央図書館にレファレンス機能などがあるので議会図書室は中央図書館の機能を活用して機能充実を図っている事例もあると会派内で情報共有された。そうなったときに、ここには、整理を図るべきと出しているが、それはもう、図るべきという方向で調整していただけるのか。議論は議会運営委員会でやっていくのか。それとも会派と事務局でやるのか。進め方だけ教えていただきたい。

古森局長

議論は議会運営委員会で。ただ、今のままで、先ほどの部分は載せるべき、明らかにすべきという表現ではなかなか議論にならないかと思うので、具体的にはこういう文言でと提示させてもらった上で議論していただきたいという意味合いである。

布施委員長

それでよろしいか。

(「はい」という声あり)

では次に移る。

3 はまだ議会だより読者アンケートに寄せられた意見等への対応協議について

布施委員長

こちらについては63号で寄せられた意見について、議会広報広聴委員会から議会運営委員会へ6件が振り分けられている。1件ずつ確認し、ご意見を伺いたい。いただいたご意見をもとに正副委員長で回答案を作成し、2月17日の議会運営委員会で提示する予定である。では随時ご意見を伺う。

川上委員

最初の分だが、真摯に取り組む姿を今後も皆様にお見せすべく努

布施委員長

めてまいる。くらいでよいと思う。

ほかにご意見は。なかなかこの6項目、難しい対応経過、回答しなければいけない部分があるかもしれないが。

川上委員

6項目、1個ずつ回答をつくってきたので言ってもよいか。

布施委員長

どうぞ。

川上委員

2項目、ご指摘のとおり改選は全てにおいて変化を生み出す機会でもある。市民の皆様のご期待が達成できるよう努めてまいる。3項目目、ご意見を受け止め努めてまいる。4項目目、市政運営のチェック役としての役割を果たし、皆様にお見せできるよう努めてまいります。5項目目、ご意見を生かし、人口減少の中でもより浜田市が住みやすくなるよう働きかけてまいる。歴史文化保存展示施設についてはお声を伺いながら検討してまいる。6項目目、市民の声を反映し、より良い浜田市となるよう今後も努力をしてまいる。

布施委員長

6項目考えていただき感謝する。ほかに。

(「なし」という声あり)

では、今の意見をもとに、正副委員長で協議して2月17日の議会運営委員会で回答案を提示したいと思う。ほかに意見はないか。

三浦委員

アンケートのご意見、重複するところもあると思うが、いずれも議員活動をしっかり誠実にしてほしいという内容のものだと思う。まとめるか個別に戻されるかは正副委員長にご判断いただけたらよいかと思うが、議会としての誠実な対応をしていくこと、それから期待されるその新しい発想で新しいことをやってほしいということに対する、それをお応えしていくこと、あとは議員個人の議員力をしっかり高めていくこと、これをお誓いしてしっかり頑張るということをお戻しすれば、この6項目全てにお答えできるのではないかと思います。

先ほど川上委員から、個別に、それぞれに回答案があったが、いずれもおおむね賛同するものなので、六つ分けてもまとめても、どちらでもよいと考えている。

布施委員長

ほかに。

(「なし」という声あり)

布施委員長

ただいま出された川上委員の回答案と、三浦委員の6項目個別に出されてもよいが全体としての考え方も入れながら回答されたらどうかということなのだが、それを踏まえて正副委員長でまたまとめてお示しするので、それで皆はよろしいか。

(「はい」という声あり)

それでは冒頭に述べたとおり2月17日の議会運営委員会で回答案を提示するのでよろしく願います。

4 委員会研修について（行政視察代替）

布施委員長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、議長から1月19日の議会運営委員会で提案があり、了承されている。

内容は3点。

1、県内県外を問わず現地訪問の視察は行わない。2、ウェブでのオンライン形式の視察は可能とする。3、現地視察の代替として視察旅費を所管委員会の調査事項に関するオンライン研修の受講料に活用することを可とする。視察旅費の範囲内で行い、委員会として委員全員で受講し、研修内容を委員会活動に生かす。

以上が提案された。議会運営委員会としては日程が合うオンライン研修の該当がなかなかなかったこと、視察も相手方との調整に時間を要することから、オンライン研修による研修と視察は見送りにしたいと思うがよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

では見送ることとする。

5 その他

布施委員長

その他、委員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

私から1点提案する。内容は委員会のオンライン開催に関する委員会条例等の改正についてである。コロナなどの感染拡大等により参集が困難な場合に、オンラインで委員会を開催できるよう全国市議会議長会でも検討され、近々条例改正の参考案が提供される予定である。浜田市議会においてもその参考案をもとに委員会がオンライン開催できる方向で今後協議検討を進めたいと思うがよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

では導入の方向で準備を進める。案等については改めて提示し、皆からご意見を伺いたいのでよろしく願います。

最後に次回の日程を確認したい。

牛尾委員

1月31日に全国議長会フォーラムの視聴と併せて2時間50分ほど受けた。その中で先進地の事例を聞いていると、コロナ禍の中での一般質問のあり方というので、いろいろな気づきを得た。ある市は一般質問をやるときに全議員が議席にいらなくてもよいのではないか。例えばの考え方だが、その日一般質問を5人おやりになるなら、5人は本会議場にいるが残りメンバーは各控室にいて、分散して一般質問を聞くという事例もあった。また、傍聴者は傍聴席に座るよりも、別室で傍聴するといった事例もあった。

来る3月定例会議だが、毎日10名以上の陽性者が出ている現状を考えると、一般質問のあり方も、本会議場に全ての議員がいるというのは果たしてどうなのかと。一定の人間はいなければいけないが、それ以外は別室で視聴することがあってもよいのではと、ふと闘病

- 生活をする中で気がついたので、そういう考え方はどうかと、委員長に取り計らっていただけないだろうか。
- 布施委員長 牛尾委員から、コロナ禍での一般質問のあり方ということで提起があった。皆そういうことを踏まえて考えていくべきではないか、必要ではないかということなのだが、そのことについて皆のご意見を伺う。
- 川上委員 牛尾委員の言われることはごもっともだと思うが、コロナ禍というのをどの段階で判断するのか非常に難しい。この点についてはしっかり議論しないと難しいのではないかと考える。
- 布施委員長 ほかに。3月定例会議がすぐ始まるので、その分については従来どおりにするのか、牛尾委員が言われたようにコロナ禍なりのやり方を案件としてやるべきではないかということもあるし。川上委員が言われたように、コロナ禍でどこまでがどうなのかという判定基準がなかなか難しい。
- 串崎委員 今言われたところは全てごもっともだと思っているが、3月定例会議はもうすぐなので。とはいえ、今の状態、今浜田市は大体10人程度出ているのではと思うが、この状態なら今までどおりと考えられるし、これからすごく増える緊急事態になったときは、やはりもう一度こうした議会運営委員会を開いて対応等になるのではと感じている。
- 布施委員長 串崎委員はこのように言われた。私としては串崎委員の言われる内容が今の状態に則した対応ではないかと思っている。3月定例会議は今までどおり。今までどおりといってもコロナに対応した浜田市議会の一般質問のやり方をしていくことと、緊急的なことでもし今後、6月定例会議などに影響される場合は、牛尾委員が言われたような感じで対応していくということによろしいか。
- 柳楽副委員長 貴重なご意見だったと思うので、このことについてはきちんと議論して、こういった場合にはどういう形を取ろうといった取り決めに考えておいたほうがよいと思ったのだが。
- 布施委員長 取り決めにこの場で決めるのはなかなか難しい。
- 柳楽副委員長 今日ということではなく、今後それも。
- 布施委員長 柳楽副委員長の言われたことはごもっともである。コロナ禍の基準というのが、川上委員が言われたようにどこをどのように判断するかも踏まえて議論しないと。個人の考え方も違うだろうし、会派の基準も違うと思う。そういうことをしっかり決めた上で対応していくことが大事だと思っている。したがって3月定例会議は今の状態でやるが、感染が広がったときには、そういうことを踏まえて基準を設けてしっかり対応すべきだと私は思っている。そういうことで対応していくということによろしいか。
- 笹田議長 非常に重要な話だと思う。ほかの議会でやっているのも大丈夫だ

と思うが、本会議で出席者を諮るが、それを一般質問の場合だけ出ている出席人数が足りている形になるのか。その辺がクリアにならないとそういうことができないと思うのだが、そのあたり事務局はどのように判断になるのか。

古森局長

開会したときには定足数の半数は議場にいないと成立しない。最低でも半数は入っていてももらわないといけない状況はある。それから、先ほどの今後の扱いだが、今、特別委員会でBCP（事業継続計画）に取り組んでいる。そういったところとの兼ね合いをどうするのかを検討しておかないと、議会運営委員会は議会運営委員会でやる、特別委員会は特別委員会でやるというのはよろしくない。今、特別委員会の方向性がどこまでなのかも何とも言えないのだが。例えば急いで今月中に決めなければということが、今柳楽副委員長が言われたのがどこまでの範疇、どこで決めておいたほうがよいか、そういったことも含めて調整が必要だと思う。

布施委員長

笹田議長と局長からいろいろ回答があったが、それを踏まえて今後の課題、これをやっていかねばいけない部分が出てくるかもしれないので、皆そのときにはしっかり議論していきたいと思う。それでよろしいか。

笹田議長

どこで議論するか委員長決められて。

布施委員長

コロナ禍である一般質問のあり方を、議会運営委員会ですべきものか、議会改革推進特別委員会でするものか、どちらで判断したほうがよいか。皆のご意見を。

牛尾委員

全国市議会議長会でもオンラインで本会議をやるという流れが、各市議会から要望が上がっている。特別委員会では今、議会BCPについて取り組む過程なので、その中でたたき台、このようなときはこうすべきという。例えば福島県のある市議会は議員は絶えず車の中にヘルメットを積んでおく、何かあったときとか。ある市議会は豆本を持っていて、災害になったら肌身離さずその豆本を開いて参考にするという。それを特別委員会でたたき台のために皆に意見を出していただいて、一定のものができ上がれば議会運営委員会にお示ししていくのがよいかと思ったりするのだが、事務局はどうか。

下間次長

議会BCPの作成について、特別委員会で今議論している最中なので、早いうちにBCPの作成ができるようにしたいと思うが、なかなか矢継ぎ早にすぐできるものではないと思うので、そこはしっかり特別委員会の中で議論して、取り組めることはどんどん新しいことに取り組んでいきたいと思う。コロナ禍における一般質問だけではなく議会のあり方といったことについては、特別委員会でさせていただければと思う。

3月定例会議ですぐにというのは難しいと思うので、そこは置い

布施委員長
小川委員

ておいていただいて。しっかりしたものをつくっていききたい。

事務局から説明があった。その流れでよろしいか。

先ほど局長から、開会時に半数は必要だと言われたが、例えば今後爆発的に感染が広がったりしたとき、緊急避難的に本会議が始まる時には全員いて、その後は密を避けるということで議場には数人が残り、あとは会派控室でそれぞれ聞くということは可能なのか。今後の感染具合によるが、そういうのがもし可能ならできるのだろうか。

古森局長

会議規則11条で、定数に達しなければ延会ということもあるのだが、会議中、定足数を欠く恐れがあるときは議員の退席を制止し、または議場外での議員の出席を認めるという形で。定足数を欠いたときは休会または延会を宣告するとなっている。途中で定足数を欠くと議会が続けられない。

布施委員長
小川委員
布施委員長

よろしいか。

はい。

ほかに。

(「なし」という声あり)

最後に次回の日程を確認したい。2月17日木曜日の午前10時から議会運営委員会を開催する。内容は一つ、令和4年3月浜田市議会定例会議について。二つ、令和4年3月浜田市議会定例会議陳情付託先の確認について。三つ、6月定例会議以降の陳情審査及び、今日を出していないが陳情審査の流れでいけば意見陳述についてどうするか。4番目、重要案件の意見交換会の案件見直しについて。5番目、はまだ議会だより読者アンケートに寄せられた意見等への対応協議について。そしてその他で出たことを考えながら、また対応していきたいと思っている。以上、今決まっている項目としては5点を予定しているので、よろしく願います。

最後にお願いだが、本日の内容について会派で共有していただくようお願いする。よろしいか。

(「はい」という声あり)

以上で議会運営委員会を終了する。

[11 時 46 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議会運営委員会委員長 布施 賢 司